

令和9年度に向けた 「学校選択制度」について

1 学校選択制度の概要

唐津市の小中学生は、原則、居住している地区の通学区域の学校に入学及び通学することになっていますが、以下の「5 学校選択制度を利用する条件」のどちらかを満たす場合に、居住している地区の通学区域以外の学校に入学又は転学できる制度です。

2 学校選択制度の目的

大規模校の環境への適応が困難な児童生徒が、規模の小さい学校へ就学し、適した教育環境で個性や能力を一層伸ばすためです。



- ・大規模校の児童生徒数の増加解消が見込めます。
- ・小規模校の1学年1学級や複式学級における協働的な学びがより充実します。

3 対象者

申請時に唐津市内に居住する小学校入学予定の幼児・小中学校に通う児童生徒が対象です。

4 入学・通学開始時期

申請書を提出した次の年度の4月（始業式・入学式）からとします。（年度途中からは不可）

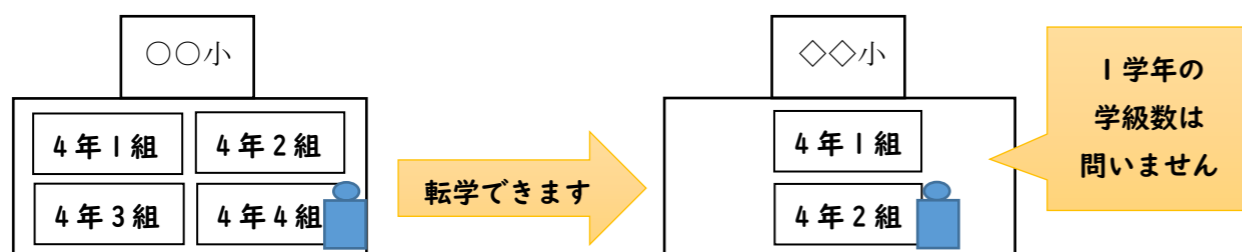
5 学校選択制度を利用する条件 ※(1)、(2)のどちらかの条件を満たせば利用できます。

- (1) 特別支援学級を除くクラス数が25学級以上の学校又は、次の要件を満たす通学区域に居住している場合は、要件を満たす5校以外の学校へ入学・転学できます。

- 要件**
- ①学校の適正規模より児童生徒数が多い学校
 - ②教室数に対して児童生徒数が多い学校

要件を満たす学校 今年度は、
長松小、鏡山小、浜崎小、久里小、大志小 の5校です。

例 ○○小学校(①②の要件を満たす学校) 要件に該当する学校以外の小学校

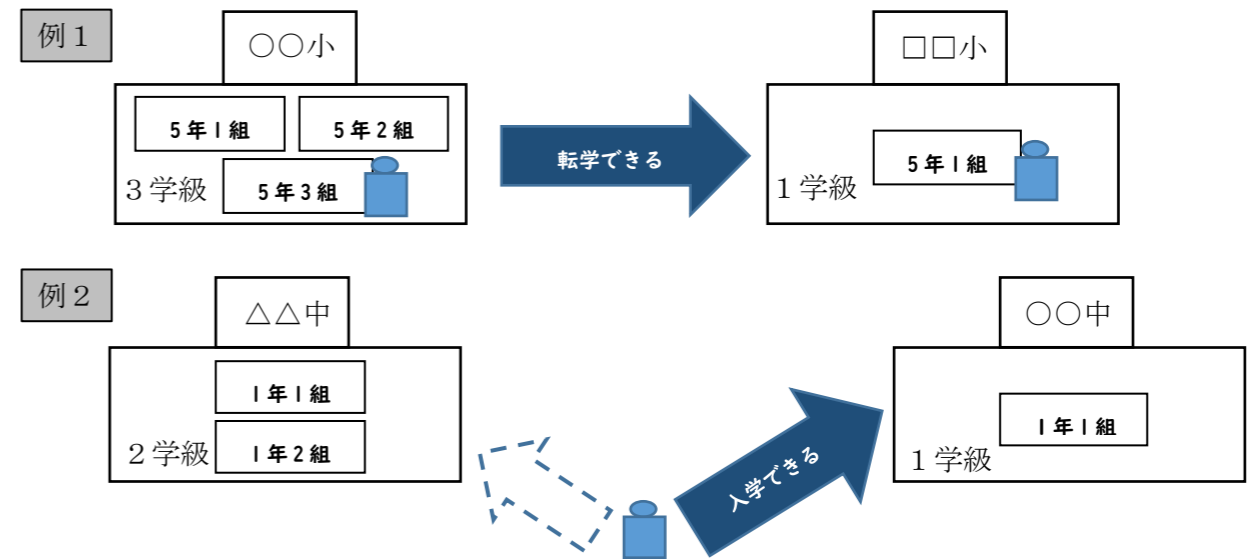


- (2) 通常学級が全学年2学級以上ある学校に在籍する児童生徒は、(1)の5校と要件を満たす学校以外の学校へ入学・転学できます。

要件を満たす小学校 **外町小、鬼塚小** の2校です。

要件を満たす中学校 **第一中、佐志中、第五中、鏡中、鬼塚中、西唐津中**

浜玉中、相知中、海青中 の9校です。



6 申請期間・申請場所

- (1) 申請期間 **令和8年8月3日(月)から令和8年9月30日(水)**
- (2) 申請場所 唐津市教育委員会学校教育課 ☎ 0955-72-9158
住所 唐津市南城内1番1号(大手口センタービル6階)
※申請の取り消しができるのは、申請期間のみ

7 その他

- (1) 保護者の責任のもとに通学させてください。
- (2) 通学にかかる交通費は保護者の負担になります。(通学支援は受けられません)
- (3) 小学校卒業後は、在籍した通学区域の中学校に進学できます。
- (4) 本制度を利用して通学区域外の学校に通学している場合、次年度から居住の校区の学校へ戻ることもできます。その場合は、11月末までに所定の書類を提出してください。
- (5) 学級の増設や新規設置を必要とする場合、原則的に本制度は利用できません。
- (6) 特別支援学級に在籍する児童生徒は、下記の連絡先に問い合わせをお願いします。

【申請手続きに関するお問合せ先】

唐津市教育委員会 学校教育課 ☎0955-72-9158

※各学校の教育活動については、各学校のホームページをご覧ください。直接学校へお問い合わせください。

(参考)「該当学校一覧」学校選択制度を利用する条件に該当する学校 令和8年5月1日現在

(1) の条件に該当する学校 転出が可能である学校

A：長松小・鏡山小・浜崎小
久里小・大志小

制度を利用して

入学及び転入が可能である学校

A の 5 校以外

(2) の条件に該当する学校 転出が可能である学校

B：外町小・鬼塚小

制度を利用して

入学及び転入が可能である学校

(A の 5 校 + B の 2 校) 以外

C：第一中・佐志中・第五中・鏡 中
鬼塚中・西唐津中・浜玉中・相知中
海青中

制度を利用して

C の 9 校以外

※入学・転学後に通学する学校が統合した場合は、統合後の学校に通学する。